2　機構は、前項に規定する報告書を総務大臣及び財務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第六条　機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期間における通信・放送開発金融関連業務に係る業務の実績（当該項目が、通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ　期間における中長期計画及び年度計画の実施状況

ロ　期間における通信・放送開発金融関連業務に係る業務運営の状況

ハ　当該項目に通信・放送開発金融関連業務に係る指標がある場合には、当該指標及び期間における毎事業年度の当該指標の数値

ニ　期間における毎事業年度の当該項目の通信・放送開発金融関連業務に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果（次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ　通信・放送開発金融関連業務に係る評定及び当該評定を付した理由

ロ　通信・放送開発金融関連業務に係る業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された通信・放送開発金融関連業務に係る改善方策のうち、その実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、前項に規定する報告書を総務大臣及び財務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第七条　削除

附則第三条中「第九条まで」を「第六条まで並びに第八条及び第九条」に改める。

別記様式第二中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改める。

（独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令

第一条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構（」に、「独立行政法人情報通信研究機構法（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。」に改める。

第六条中「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の五第一項の中長期計画」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第七条の二　機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　通信・放送開発金融関連業務に係る事業報告書（以下単に「事業報告書」という。）は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革及び設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二　通信・放送開発金融関連業務に係る財務諸表（以下単に「財務諸表」という。）の要約

三　通信・放送開発金融関連業務に係る財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　通信・放送開発金融関連業務に係る事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第八条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

第八条の二　機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第八条の三　機構の行う通信・放送開発金融関連業務に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　機構の役員（監事を除く。）及び職員

二　機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者